

# 業務主任者

## (猶予期間の延長)

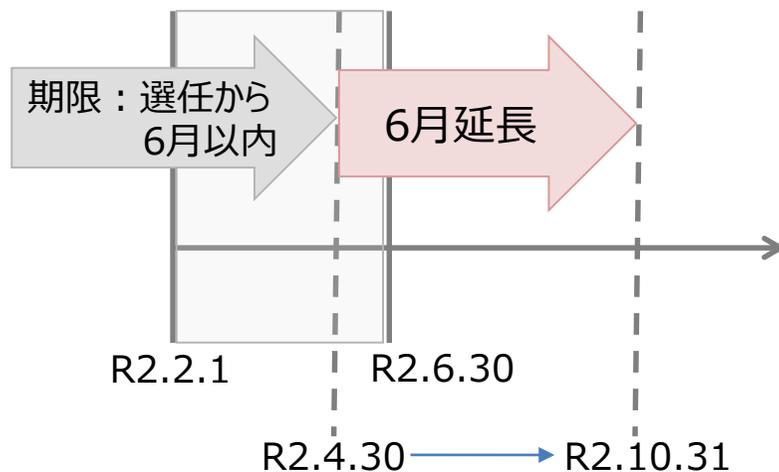
選任後、講習を受けさせなければならない期間  
(6月以内)が

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に終了する場合は、  
期間が令和3年3月31日まで延長されます。

### 前回 (R2.3.17) の措置

対象：期限が**令和2年2月1日から同年6月30日まで**に到来する場合

延長：上記期限から、**6カ月延長**



### 今回の措置

対象：期限が**令和2年2月1日から令和3年3月31日まで**に到来する場合

延長：**令和3年3月31日まで延長**



# LPガス供給設備点検 消費設備調査 等 (認定販売事業者も含む)

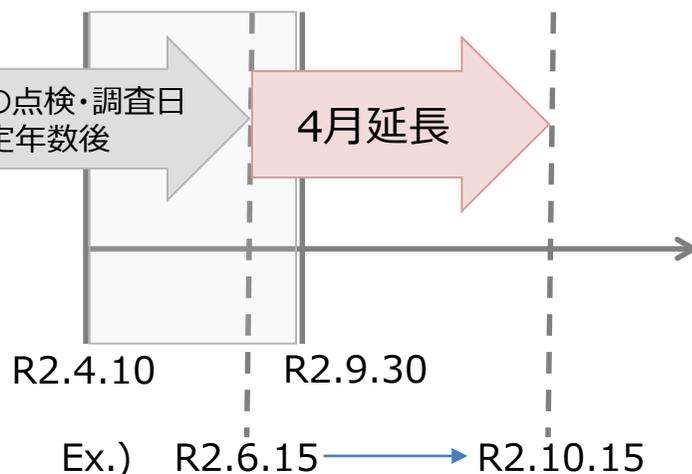
(猶予対象の追加)

左記の点検・調査期間が  
**令和2年10月1日～11月30日**  
の間に終了する場合は、  
下記のとおり点検・調査期間を**4カ月延長**すること  
が可能となります。

前回 (R2.4.10) の措置

対象：期限が**令和2年4月10日から  
同年9月30日まで**に到来する場合

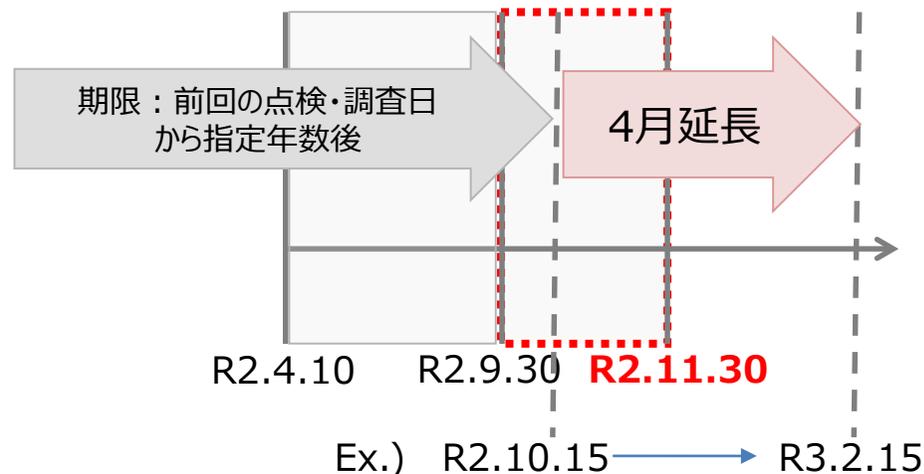
延長：上記期限から、**4カ月延長**



今回の措置

対象：期限が**令和2年10月1日から  
同年11月30日まで**に到来する場合

延長：上記期限から、**4カ月延長**



# 認定販売事業者による LPガス保安確保機器 期限管理

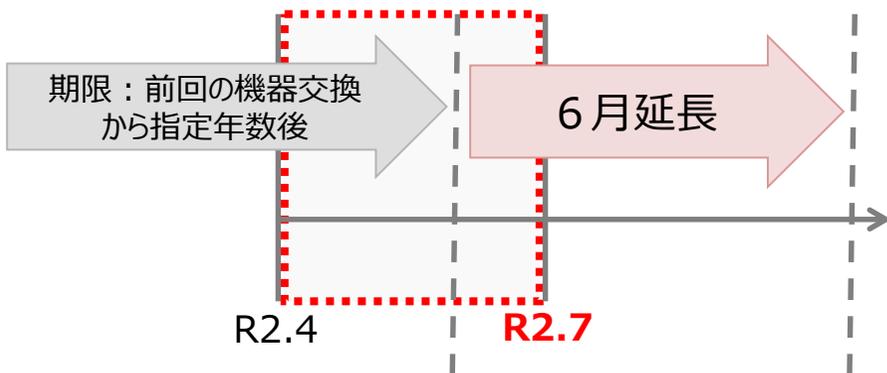
左記の管理期間が  
令和2年4月～7月（ガスメーターの場合）  
又は令和2年4月～11月（その他の機器の場合）  
の間に終了する場合は、  
下記のとおり管理期間を6カ月（ガスメーターの場合）  
又は4ヶ月延長（その他の機器の場合）  
することが可能となります。

## 今回の措置

対象：（①ガスメーター） 期限が**令和2年4月から同年7月まで**に到来する場合  
（②その他の機器） 期限が**令和2年4月から同年11月まで**に到来する場合

延長：上記期限から、（①ガスメーター） **6カ月延長**、（②その他の機器） **4カ月延長**

### ①ガスメーターの場合



### ②その他の保安確保機器の場合

